証券コード　3927
2021年６月９日

株　主　各　位

東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート22階
株式会社フーバーブレイン
代表取締役　輿水　英行

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送願います。

敬　具

記

１．日　時　　2021年６月25日（金曜日）午前11時
（受付開始時刻は午前10時30分を予定しております。）

２．場　所　　東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館37階　霞山会館「牡丹の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項：第20期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項：第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

54ページに記載の「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」も必ずご確認下さい。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
◎事業報告及び計算書類、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト(https://www.fuva-brain.co.jp/)に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、2020年２月からの国内外で感染被害が拡大した新型コロナウイルスの影響により経済活動が停滞し、厳しい状況が続いております。今後、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しに向かうことが期待されますが、国内外の感染被害の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社の経営環境については、企業規模を問わず企業活動を行ううえで情報機器や情報通信技術（ICT）の活用は必須となっておりますが、情報通信技術（ICT）の発展により情報機器への不正侵入、情報の窃取、破壊、改ざん等の情報セキュリティに関わる攻撃が複雑化し、企業における情報セキュリティへの対応は重要な経営課題の一つとなっております。当社の提供する情報セキュリティソリューションの需要は、継続して高いものと見込まれます。

また、日本国内の企業を取り巻く情勢については、総務省が発表した人口推計（令和２年10月平成27年国勢調査を基準とする推計値）によれば、生産年齢（15～64歳）人口は前年同月比57万９千人減少の7449万２千人となり、総人口１億2570万８千人（令和２年10月同上推定値）に占める割合が約59.3％となり、2019年の59.5％から続き過去最低を更新する見込みであります。

そのような状況において、政府が2017年３月に策定した「働き方改革実行計画」では、柔軟で多様な働き方の整備を推進するとともに多様な働き方の１つとして、優秀な人材を獲得し、継続して働いてもらう土台としてテレワークを挙げており、大規模事業者だけでなく、中小規模事業者の中でも働き方の多様化に取り組む企業は増加していくものと想定されます。2018年６月の「働き方改革関連法案」可決・成立により、2019年４月に各法案が施行され、テレワーク等の多様な働き方を導入・実践するためにも、経営者は、これまで以上に、場所や時間を問わない労働環境下において、情報漏洩対策等の情報管理を強化しつつ、労働生産性の向上を求められるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、企業の規模に関わらずテレワークの導入・推進が加速しました。中小規模事業者においては、環境整備が整わないまま急遽導入せざるを得ない状況となる企業もあり、大規模事業

者から中小規模事業者に至るまで、情報漏洩対策等の情報管理を強化しつつ、労働生産性の向上という課題の解決策に対するニーズの裾野は非常に広いものと思われます。

当社の当事業年度における取り組みについては、①販路の拡大、②収益構造における製品構成の多様化、③新製品及び新規事業の開発の課題対処のため、さらなる企業価値向上に向けた組織強化のため技術開発部門の人員を増員いたしました。営業活動においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当社及び販売代理店の営業活動が停滞する状況があり、また、一部既存販売代理店においては同社グループの組織再編に伴い当社製商品の販売が減少する動きがありました。一方、①販路の拡大及び②収益構造における製品構成の多様化を意識した積極的な営業活動が奏功し、現経営体制以降に新規契約した新規販売代理店群での販売実績が着実に増加しております。加えて、新型コロナウイルス感染症対策のテレワークの導入・推進に伴い、働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart Cloud」の導入社数も2021年３月末現在で1,300社超と伸びております。③新製品及び新規事業の開発においては、機能強化を行った情報セキュリティ製品「Eye“247”AntiMalware（アンチマルウェア）」の販売を開始しております。

新規事業の開発に向けては、Cato Networks Pte. Ltd.とディストリビューター契約を締結し、SASE（サシー）プラットフォーム「Cato Cloud」（注１）の取り扱いを開始。さらに、当社のネットワークセキュリティ商材の営業強化の施策として、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社と業務提携を締結、また、株式会社ブロードバンドセキュリティとは両社の有するノウハウの融合による総合的なセキュリティサービスの提供を目指し業務提携を締結しました。

また、2021年３月15日付にて、Digital Entertainment Asset Pte. Ltd.とは、当社製品へのエンターテイメントとブロックチェーン技術の知見の提供を受けるべく、資本業務提携を締結（注２）、同社共同代表の椎名茂氏を2021年４月より当社顧問に迎えております。

さらに、2021年３月29日付にて、5G、IoT、AI 領域に精通するエンジニア人材を有するＧＨインテグレーション株式会社の株式取得及び当社を株式交換完全親会社、同社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議し、同年４月23日付で同社の完全子会社化（注３）を完了しております。

この結果、当事業年度における経営成績については、「アンチマルウェア及び業務管理関連」製品売上高が前事業年度と比べ103,739千円増加しましたが、「業務管理サーバー」製品売上高及び「Webデータベース関連」商品売上高が前事業年度と比べ51,990千円、12,499千円とそれぞれ減少しました。保守

売上高については、「アンチマルウェア及び業務管理関連、業務管理サーバー」製品に係る保守売上高が前事業年度と比べ2,359千円増加しましたが、「Webデータベース関連」商品に係る保守サービスが前事業年度と比べ2,561千円減少しました。その他の売上高については、「Webデータベース関連」において役務提供等の増加により前事業年度と比べ3,936千円増加した一方、前事業年度における受託開発プロジェクト等の特殊案件がなく、その他売上高合計では3,235千円の減少となりました。売上高合計は1,083,319千円（前事業年度比3.4％増）と前事業年度に続き過去最高を更新しましたが、成長に向けた技術開発部門の計画的な増員及び積極的な製品開発活動に伴い販売費及び一般管理費が増加し、営業損益については、営業損失101,433千円（前事業年度は営業損失59,005千円）となり、経常損益については、2020年１月に今後の研究・開発及びM&Aを含む資本業務提携に向けた資金調達のため、第三者割当により発行した第11回新株予約権の全てが行使されたことによる株式交付費20,106千円の計上により、経常損失119,708千円（前事業年度は経常損失63,994千円）となりました。当期純損益については、投資有価証券売却益22,651千円の特別利益を計上しましたが、固定資産の減損損失73,711千円の特別損失を計上し、当期純損失174,208千円（前事業年度は当期純損失68,588千円）となりました。

（注）１．SASE（サシー）プラットフォーム「Cato Cloud」の詳細については、2020年４月６日付公表「新型コロナウイルス対応や「働き方改革」に向けたテレワーク推進を支援「Cato Cloud(ケイトークラウド)」を提供開始」をご参照ください。

２．Digital Entertainment Asset Pte. Ltd.との資本業務提携の詳細については、2021年３月15日付公表「Digital Entertainment Asset 社との資本業務提携及び重要な人事に関するお知らせ」をご参照ください。

３．ＧＨインテグレーション株式会社の完全子会社化の詳細については、個別注記表Ⅺ 重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

製商品及びサービス別分類の業績を示すと、次の通りとなります。

製商品及びサービス別分類の名称	販売額（千円）	占有率	増減額（千円）	増減率
製品売上高	825,034	76.2%	51,748	6.7%
アンチマルウェア及び業務管理関連	690,973	63.8%	103,739	17.7%
業務管理サーバー	134,060	12.4%	△51,990	△27.9%
商品売上高	14,970	1.4%	△12,499	△45.5%
Webデータベース関連	14,970	1.4%	△12,499	△45.5%
保守売上高	193,343	17.8%	△202	△0.1%
アンチマルウェア及び業務管理関連、業務管理サーバー（注１）	137,715	12.7%	2,359	1.7%
Webデータベース関連（注２）	55,627	5.1%	△2,561	△4.4%
その他売上高	49,971	4.6%	△3,235	△6.1%
Webデータベース関連（注３）	25,224	2.3%	3,936	18.5%
その他	24,746	2.3%	△7,172	△22.5%
売上高合計	1,083,319	100.0%	35,811	3.4%

（注）１．アンチマルウェア及び業務管理関連製品、業務管理サーバー製品に係る保守サービスの売上高であります。
２．Webデータベース関連商品に係る保守サービスの売上高であります。
３．Webデータベース関連商品に係る付随サービス（役務提供等）の売上高であります。

（２）設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、6,885千円、その主なものは、本社のサーバー及びコンピュータ機器等であります。なお、設備投資額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

（３）資金調達の状況

当社は、2020年１月27日に第三者割当により発行した第11回新株予約権の全量行使により、1,013,334千円の資金調達を行いました。

（４）重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

（５）財産及び損益の状況

区　　分	第17期 (2018年３月期)	第18期 (2019年３月期)	第19期 (2020年３月期)	第20期 (2021年３月期)
売　　上　　高(千円)	678,613	909,391	1,047,508	1,083,319
経常利益又は経常損失（△）(千円)	△10,819	21,464	△63,994	△119,708
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	13,978	23,153	△68,588	△174,208
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）(円)	3.41	5.49	△16.27	△34.18
純　資　産　額(千円)	417,718	450,814	394,302	1,233,101
総　資　産　額(千円)	1,008,619	1,183,192	1,164,683	2,032,626
１株当たり純資産額(円)	99.15	104.63	93.54	232.45

（６）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（７）対処すべき課題

当社は、当事業年度において、①販路の拡大、②収益構造における製品構成の多様化、③新製品及び新規事業の開発の３つを対処すべき課題と認識のうえ、前記「（１）事業の経過及び成果」に記載のとおり、各取り組みを実行してまいりましたが、営業損益、経常損益及び当期純損益ともに赤字となりました。また、日本国内の情報セキュリティ市場は拡大傾向にあるものの、国内外の競争激化が想定される中にあって、安定した収益を確保し、企業価値の向上を図るうえで、翌事業年度においても、同課題を引き続き対処すべき課題と認識し、重点を置いて状況改善に取り組んでまいります。

①販路の拡大

当社の売上高において、「アンチマルウェア及び業務管理関連」製品売上高が、引き続き高い占有率であり、当該製品群の販路については、主に販売代理店となる「OA機器販売会社」及び「プログラム製品の提供先である通信機器メーカー」の２つであります。また、当該製品群の販売実績については、前事業年度と比べ改善はされたものの依然、特定の販売代理店に依存しております。当社は、この特定の販売代理店への売上依存改善が対処すべき課題と認識し、現経営体制以降、新規販売代理店となるOA機器販売会社の開拓に注力し、当該新規販売代理店群の販売増加に取り組んでまいりました。

当事業年度においては、一部既存販売代理店における同社グループの組織再編に伴い当社製商品の販売が減少する動きが発生しました。一方、上記新規販売代理店群の着実な販売実績増を実現し、前事業年度に続く売上高の過去最高を更新しております。

また、働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart Cloud」の販売については、当社からユーザー企業への直接販売に加え、従前のOA機器販売会社の販売代理店及び新たに「Eye“247”Work Smart Cloud」の取り扱いを希望いただいたSIer他従前とは異なる業態事業者の販売代理店を合わせて、新型コロナウイルス感染症対策のテレワーク導入・推進に伴い販売実績は着実に伸びております。

さらに、当事業年度において取り扱いを開始した「Cato Cloud」についても、当社からユーザー企業への直接販売及び従前のOA機器販売会社とは異なるSIer等の新たな販売代理店群との取引契約も伸びており、今後の販売増加への体制強化を進めております。

上記のように、従前の販売網や特定の販売代理店に対する売上依存の改善に向けて販路の拡大施策を今後も強化・実行してまいります。

②収益構造における製品構成の多様化

上記①のとおり、当事業年度の売上高において、情報セキュリティ製品にあたる「アンチマルウェア及び業務管理関連」製品売上高が高い占有率であり、業績について当該製品群の実績に左右される状況にあります。また、当該製品群の販売先となるユーザー企業の大部分が中小規模事業者であります。

当社は、販路の拡大と同様に収益構造における製品種別構成及びユーザー企業規模層の多様化も対処すべき課題と認識しております。製品種別構成の多様化のため、働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart Cloud」の販売活動を積極的に拡大し、販売実績を伸ばしております。しかし、前事業年度に比べ

「業務管理サーバー」製品群全体では販売が減少する結果となりました。また、「Webデータベース関連」商品についても、前事業年度に比べ45.5%の販売減少となり、収益構造における製品種別構成の多様化について、不十分な状態と認識しております。なお、「業務管理サーバー」製品群の主たる減少要因は、一部既存販売代理店における同社グループの組織再編に伴う当該製品の販売減少によるものであります。

翌事業年度においては、引き続き働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart Cloud」の販売増加を目指しつつ、「Webデータベース関連」商品については、当事業年度に業務提携を行った伊藤忠テクノソリューションズ株式会社とより緊密に連携し、同社の顧客企業へネットワークセキュリティソリューションを提供してまいります。当事業年度においても、同社との共同案件の受注に至っておりますが、さらなる受注獲得に向け取り組んでまいります。また、「Cato Cloud」につきましても、当該製品の国内販売における有力SIer企業との販売代理店契約に至っており、翌事業年度での販売増加に努めてまいります。

③新製品及び新規事業の開発

当社は自社開発技術として、「マルウェア対策技術」及び「情報機器業務ログ監視・分析技術」を有し、当該技術を組み込んだソフトウェア製品を取引先から仕入れたルーター製品やサーバー製品等に実装したセット製品並びに通信機器メーカー等のセキュリティ機器製造販売ベンダー向けにプログラム製品として販売しており、当社収益の大部分を占めております。

当社は、新たな収益源の獲得のため、上記既存技術を基盤とする新製品の企画・開発並びに「情報の活用」及び「セキュリティ＋α」の事業方針に則った新技術及び新規事業の開発も対処すべき課題と認識しております。

働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart Cloud」については、新型コロナウイルス感染症対策のテレワークの導入・推進に伴い、当事業年度において導入社数が急増しております。当該製品について、当社は、テレワーク対応に限らず真に働き方改革に資する製品への向上を目指しております。Digital Entertainment Asset Pte. Ltdとの資本業務提携及び同社共同代表者椎名氏を当社顧問に迎え、同社と同氏の有するエンターテイメント及びブロックチェーン技術の知見を当社知見と融合し、働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart Cloud」の機能向上に取り組んでまいります。

新規事業開発に向けては、第11回新株予約権の全てが行使され、1,013,334千円の資金調達が完了しております（注）。なお、当事業年度においてはDigital Entertainment Asset Pte. Ltd. との資本業務提携において出資を行

っております。
また、上述のとおり、2021年４月23日付で、5G、IoT、AI 領域に精通するエンジニア人材を有するＧＨインテグレーション株式会社を完全子会社化しました。当社の事業領域の拡大と、ＧＨＩ社を通して産業・社会分野の基盤となり得る5Gやその先のBeyond 5G（6G） に関する先端情報を収集することも可能となり、当社の今後進出する新たな領域の検討に向けて、有力な情報源としての価値も高いものになると考えております。
当社は今後も、新製品の企画・開発に努め、さらに、新技術の獲得及び新規事業の開発に向けた業務提携並びにM&A等の資本提携等、手段・方法を限定することなく、取り組んでまいります。
（注）第三者割当による新株予約権の詳細については、2020年１月10日付公表「第三者割当により発行される第11回新株予約権の募集に関するお知らせ」及び2020年１月27日付公表「第三者割当による第11回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。

（８）主要な事業内容（2021年３月31日現在）
当社が提供する情報セキュリティソリューションは、情報通信技術（ICT）を悪用した外部からのマルウェア攻撃に対する防御の提供と企業の内部関係者による情報データベースへの不正アクセス、情報漏洩等を防止する対策に加え、業務状況の可視化による業務効率改善並びに働き方改革の支援であり、下記の４種の主要製商品区分から成り立っております。

①セット製品
当社の自社開発技術は、「マルウェア対策技術」「情報機器業務ログ監視・分析技術」の２つであります。
当社は、マルウェア対策技術からなるマルウェア対策製品「EX AntiMalware v7」及び情報機器業務ログ監視・分析技術からなる情報機器業務ログ監視・分析製品「PasoLog」、情報機器業務ログ監視・分析技術を応用・発展させた働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart」の各ソフトウェア製品を取引先から仕入れたルーター製品やサーバー製品等に実装し、セット製品（注１）として販売しております。
なお、当社は、主要販売先であるOA機器販売会社等に対して「自社ブランド製品」及び「ODM製品」の２種類のセット製品を販売しております。
自社ブランド製品は、当社が自ら企画・開発を行い、当社名で販売する製品を指します。一方、ODM製品は、販売先の企画もしくは販売先との共同企画に基づいて開発し、販売先名で販売する製品を指します。

②プログラム製品

当社は、より多くの中小規模事業者に製品を提供するために、販売形態をセット製品に限定せず、マルウェア対策製品「EX AntiMalware v7」及び情報機器業務ログ監視・分析製品「PasoLog」をプログラム製品（注２）として、通信機器メーカー等のセキュリティ機器製造販売ベンダーに販売しております。

また、働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart」をクラウド提供、サブスクリプション契約により、OA機器販売会社やセキュリティ機器製造販売ベンダーに対してのみならず、ユーザー企業への直接販売も行っております。

③Web・データベースセキュリティ商品

当社は、米国の政府機関並びに多くの海外金融機関にWeb・データベースソリューションを提供している米国Imperva,Inc.（インパーバ）の商品である「SecureSphere」を国内の大規模事業者、金融機関及び官公庁向けに販売及び保守を行っております。

「SecureSphere」は、外部からの不正侵入を防止するWAF機能並びに社内のデータベース及びファイルを監査する情報機器業務管理機能を搭載しております。

また、当社はCato Networks Pte. Ltd.とディストリビューター契約を締結し、ネットワークとセキュリティをクラウド統合したSASE（サシー）プラットフォーム「Cato Cloud」を販売しております。

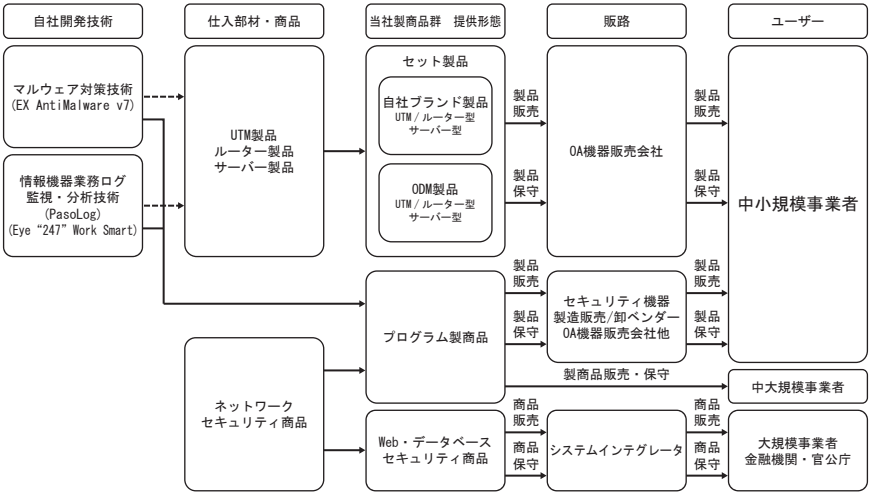
④保守サービス

当社製品の保守サポートにつきましては、販売代理店が１次対応を行います。販売代理店で対応できない案件については、当社の技術開発部門がサポートの対応をいたします。また、SecureSphere及びCato Cloudの保守サービスについては、当社が１次対応し、当社が対応できない案件についてImperva,Inc.及びCato Networks Pte. Ltd.に問い合わせ対応しております。

（注）１．当社では、セット製品について、「特定の用途向けに開発された専用のサーバーもしくはルーターにセキュリティソフトをインストールもしくはバンドルし、販売する製品」と定義しております。

２．当社では、プログラム製品について、「自社開発の製品をプログラム（ソフトウェア）として、セキュリティ機器製造販売ベンダー等に対して販売する製品」と定義しております。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



（9）主要な事業所及び使用人の状況（2021年３月31日現在）

①主要な事業所

名　　称	所　　在　　地
本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪府大阪市
新潟オフィス	新潟県新潟市
福岡オフィス	福岡県福岡市

②使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55（0）名	2名増（1名減）	41.6歳	4.4年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時従業員は（　）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入残高
㈱りそな銀行	30,000千円
㈱三井住友銀行	20,000千円

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は財務基盤の強化を理由に内部留保の確保を優先してきたため、設立以来現在に至るまで配当の実施は見送ってまいりましたが、株主に対する利益還元は重要な課題と考えております。今後の配当の基本方針としては、事業の効率化と事業拡大のための投資を行い、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で、株主に対して安定した配当を実施していくこととしております。内部留保資金につきましては、事業の拡大と経営基盤の強化を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定でおります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針とし、決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(12) その他株式会社の現況に関する重要な事項

①2021年３月29日開催の取締役会において、ＧＨインテグレーション株式会社の株式の取得及び簡易株式交換による完全子会社化を決議し、同日付で本完全子会社化に係る契約を締結しました。内容の詳細は、個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

②2021年３月15日付で、Digital Entertainment Asset Pte.Ltd.（以下、「DEA社」という。）との間で、資本提携及び下記の製品・サービスに係る企画、研究、開発、設計及び販売の業務提携を行いました。

イ.「働き方改革×ブロックチェーン」をテーマに、DEA社のブロックチェーン技術を利用したデジタルアセット取引プラットフォーム上で、当社が有する「働き方の見える化」デジタル情報を、プライバシー保護を図りながら社会活用できる製品・サービス

ロ.「働き方改革×エンターテイメント」をテーマに、当社が開発する働き方改革支援製品に対して、DEA社が有するエンターテイメントの知見を取り込むことで、楽しみながら生産性向上が図れる製品・サービス

③新型コロナウイルス感染症拡大の当社に対する影響について

新型コロナウイルス感染症の当社に対する影響について、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、当社及び販売代理店の営業活動が一部地域において停滞する影響がありましたが、売上高全体については、前事業年度に続き過去最高を更新いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークの導入・推進の拡大に伴い、テレワーク中の業務の見える化を目的として当社の働き方改革支援製品「Eye“247”Work Smart Cloud」への問い合わせが急増し、導入実績も2021年３月31日現在で1,300社超となりました。

当社の事業活動における新型コロナウイルス感染症対策については、従業員の安全及び出来得る限り事業活動が著しく停滞することのないよう配慮し対応しております。適宜テレワーク勤務の推奨や出勤者の制限を行いつつ、製品開発や製商品出荷に遅滞が発生しないよう対応しております。営業活動については、上記のとおり、一部地域での営業活動停滞の影響の緩和として、販売代理店やユーザー企業とのコンタクトについて、WEB会議システム等の活用により、販売代理店への営業支援とユーザー企業への製品提案を実施しております。

翌事業年度においても、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せておらず、長期化することが予想されます。当社では、下記事由による当社の事業及び業績への影響を想定しております。

（ア）当社及び販売代理店の営業活動のさらなる制限

（イ）当社が仕入れるUTM製品やルーター製品及びサーバー製品の生産が滞り、品薄状態による仕入コスト増、仕入難、製造コスト増及び当社製品の出荷停止

（ウ）ユーザー企業の購買意欲の低減

なお、上記は本書提出日現在において想定されるものであり、状況の変化によって、他の事項が発生する可能性があります。

※当社が仕入れる一部部材の国内在庫ひっ迫について

一部国・地域での新型コロナウイルス感染症に対するワクチン摂取増加による経済活動の回復及び今後の回復見込みに向けた企業活動の活発化の影響によって、海上輸送等の物流が急激に回復したことで、世界的な物流網での遅延等の混乱が発生しており、また、世界的な半導体のひっ迫等の影響も重なり、当社が仕入れる一部部材について、2021年２月頃から国内在庫のひっ迫が発生し、当社の製品出荷に影響が発生いたしました。

当該部材以外を使用した製商品群の販売奨励等により、著しい影響は回避しておりますが、今後も他部材への同様の影響等に注意し、当社業績への著しい影響を回避するよう努めてまいります。

２．株式会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　15,000,000株

（２）発行済株式の総数　5,600,200株（自己株式336,151株を含む）

（注）第11回新株予約権の全量行使により発行済株式の総数は、1,049,000株増加しております。

（３）当事業年度末の株主数　3,785名

（４）大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
いずみキャピタル株式会社	282,800株	5.37%
株式会社ＭＣホールディングス	266,800株	5.06%
五十畑輝夫	260,000株	4.93%
蛭間久季	200,000株	3.79%
永野祐司	180,000株	3.41%
今泉長男	140,000株	2.65%
株式会社ＳＢＩ証券	126,577株	2.40%
楽天証券株式会社	101,800株	1.93%
村田武彦	91,000株	1.72%
岡三にいがた証券株式会社	83,000株	1.57%

（注）１．当社は自己株式を336,151株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

（６）その他株式に関する重要事項

①2021年３月29日開催の取締役会において、ＧＨインテグレーション株式会社の株式の取得及び簡易株式交換による完全子会社化を決議し、同日付で本完全子会社化に係る契約を締結しました。同年４月23日が株式交換の効力発生日となり、同日付で自己株式は74,831株減少しました。なお、発行済株式の総数が増減するものではありません。

②2021年４月23日開催の取締役会において、上記①の簡易株式交換（以下、「本株式交換」という。）により、当社の普通株式を取得する者に対して、本定時株主総会における議決権を付与することを決議しました。本株式交換により当社株式を取得した株主、議決権数及び議決権に占める割合は、次のとおりとなります。

株主名	議決権数	議決権に占める割合
錦織　劉一	748個	1.40%

（注）議決権に占める割合は、2021年３月31日現在の株主の議決権の数52,629個に本株式交換により付与した当社の保有する自己株式748個を加算した議決権の数53,377個を基準に算出しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

ストック・オプション（新株予約権）　第10-B回新株予約権

項目		内容
発行決議日		2018年９月14日
新株予約権の数（注）１		2,920個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式　292,000株
新株予約権の行使時の払込金額		1,600円
新株予約権の行使期間		自2018年10月10日　至2028年10月９日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格　　1,623円（注）２ 資本組入額　　812円
新株予約権の行使の条件		（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）（注）１	新株予約権の数　　2,570個 目的となる株式数　257,000株 保有者数　　５名
	社外取締役	新株予約権の数　　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　　１名
	監査役	新株予約権の数　　150個 目的となる株式数　15,000株 保有者数　　２名

（注）１．取締役１名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

２．①本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日の前営業日（以下「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105％に修正される（１円未満の端数を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。

②上記（注）２①に関わらず、2019年３月期から2028年３月期のいずれかの期における当社の営業利益の額が５億円を超過した場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記（注）２①による修正は行わないものとする。なお、本項における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）における営業利益の数値を用いるものとし、本新株予約権に限らず、新株予約権より株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本号による行使価額修正は当該有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。

③新株予約権の帳簿価額23円を加算している。

３．①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者は、当社の通期決算または第２四半期に係る決算短信の公表日の４営業日後に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、上記（注）２②に伴う行使価額の修正が行われた場合には、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（２）当事業年度中に職務執行の対価とし使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等の状況

2020年１月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権は、同年６月５日をもって、全て行使されました。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	輿水英行	株式会社フォンティス　代表取締役社長 いずみキャピタル株式会社　代表取締役社長 株式会社パルマ　社外監査役
専務取締役	板橋啓成	ネットワークセキュリティ事業部部長 営業部門管掌
取締役	八田孝弘	品質保証部部長 技術開発部門管掌 株式会社アルネッツ　代表取締役社長
取締役	石井雅之	管理部管掌
取締役	渡邉輝明	事業開発室室長
取締役	酒井学雄	株式会社スプレンダーコンサルティング 代表取締役社長
常勤監査役	日景智久	
監査役	金子望美	株式会社Gleam&Grace　代表取締役社長
監査役	香取正康	株式会社香取マネジメントコンサルティング　代表取締役社長

（注）１．取締役酒井学雄氏は社外取締役であります。
２．監査役日景智久氏及び金子望美氏は社外監査役であります。
３．金子望美氏は経営コンサルタントとして豊富な経験を有し、加えて、米国公認会計士試験合格者でもあることから財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．2020年７月１日付で、八田孝弘氏の役職が専務取締役から取締役に異動しました。
５．当社は、社外取締役酒井学雄氏及び社外監査役日景智久氏並びに金子望美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づいて締結した責任限定契約は、以下のとおりであります。

当社と社外取締役酒井学雄氏及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役酒井学雄氏及び各監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

（３）補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

①当該保険契約の被保険者の範囲

当社のすべての役員をいい、既に退任している役員及び当該保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任した役員を除きます。また、役員が死亡した場合にはその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合にはその者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。

②当該保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を補償します。

③当該保険契約により役員等（当該当社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、当該保険契約は１年毎に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（５）取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等

の内容に係る決定方針を決議しております。当該決定方針の内容は次のとおりとなります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の成長ステージに応じて、企業価値の持続的な向上が図れる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、営業利益の確保が最優先とされる現況において、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務の内容並びに実績・成果、職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が「基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に基づき、原案を策定の後、取締役会において審議のうえ決定する。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

上記①ハの定めのとおりであり、該当事項はありません。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	54,740 (1,200)	54,740 (1,200)	－	－	6名 (1名)
監査役 （うち社外監査役）	7,200 (6,000)	7,200 (6,000)	－	－	3名 (2名)
合計 （うち社外役員）	61,940 (7,200)	61,940 (7,200)	－	－	9名 (3名)

（注）1．2017年３月31日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労金は支給しておりません。

2．取締役の金銭報酬の額は、2015年６月26日開催の第14回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は１名）となります。

３．監査役の金銭報酬の額は、2015年６月26日開催の第14回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名となります。

（６）社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　　分	氏　　名	重要な兼職の状況
社外取締役	酒　井　学　雄	株式会社スプレンダーコンサルティング 代表取締役社長
社外監査役	日　景　智　久	
社外監査役	金　子　望　美	株式会社Gleam&Grace　代表取締役社長

（注）上記重要な兼職を有しておりますが、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

地位/氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 酒　井　学　雄	当事業年度に開催された取締役会には、18回の全てに出席いしました。複数のIT企業の代表取締役社長を務め、IT技術及びIT企業の経営方法について、豊富な経験・見識を有しており、主に経営の監督及び経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、営業推進の観点からも、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 日　景　智　久	当事業年度に開催された取締役会には、18回の全てに、また、監査役会には、12回の全てに出席し、幅広い業務経験と内部統制並びにコンプライアンスに軸足を置いたマネジメントの豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 金　子　望　美	当事業年度に開催された取締役会には、18回の全てに、また、監査役会には、12回の全てに出席し、経営コンサルタント及び米国公認会計士試験合格者の専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、必要な発言を適宜行っております。

５．会計監査人の状況

（１）名称

清流監査法人

（２）報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

（３）会計監査人の報酬等に対する監査役会等の同意理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提出いたします。

（５）責任限定契約に関する事項

責任限定契約は締結しておりません。

（６）補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（2021年３月31日現在）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業理念に基づく企業行動規範等を制定し、コンプライアンス担当役員が実施する社内教育によって、全社的にこれを徹底させるとともに、健全な職務執行が行える環境を整備いたします。

ロ．組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その実行について問題があれば、取締役会等の重要な会議に報告し、該当部門の教育を求めて適正に業務執行を行います。

②　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報及び重要文書は、取締役会規程及び文書管理規程等に基づき、適切に記録し、保存及び管理いたします。また、取締役及び監査役が、常時これらの記録を閲覧できるようにいたします。

ロ．代表取締役に任命された取締役が責任者として、この任務にあたるものといたします。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、リスク・危機管理を行う担当役員を置き、当社の災害、事故等への対応をリスク・危機管理規程等に定め、危機発生時の迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図ります。

ロ．各部門長等は、自部門において管理する恒常リスクとその対応策及び対応状況を、経営会議の場において報告し、リスク・危機管理担当役員は、リスク・危機管理規程に基づき、適宜、リスク・危機管理の実態について調査及び評価を実施し、取締役会に報告するとともに必要に応じて対策を協議いたします。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は経営に関する重要な事項の意思決定を行うとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、取締役の職務執行及び業務執行を監督いたします。

ロ．取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を置き、独立性が高い場合は独立役員として明示いたします。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役が監査役会の職務を補助する要員を要請した場合、直ちに人選を行います。

ロ．監査役会の職務を補助する要員についての任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受けます。

⑥　監査役への報告の体制

イ．代表取締役及び業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において、随時業務執行の状況報告を行います。また、代表取締役は、監査役と協議のうえ監査役への報告事項を定める等、監査役への報告体制の整備を図ります。

ロ．監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役及び使用人に報告を求めることができます。

ハ．監査役は、経営会議に出席し、恒常リスクとその対応策及び対応状況を共有、監査役会は、コンプライアンスに係る事案の報告及び内部通報につきコンプライアンス担当役員からの報告を受ける体制としております。また、コンプライアンス担当役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告することとしています。

ニ．上記の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として一切の不利な扱いを受けないものとしています。

⑦　監査にかかる費用負担の方針

会社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担いたします。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査役会と連携をとりながら、各部門の監査が実効的に実施できる体制の整備に努めることとしています。

⑨　反社会的勢力排除の方針

企業倫理に関する方針において、反社会的勢力の排除を行い、反社会的勢力といかなる利益供与、取引その他の関係を持ってはならないことを方針の一つとして掲げています。また、対応部門である管理部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、会社内での周知・注意喚起などを図ります。

（２）体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を６回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

②　リスク・危機管理体制

経営会議において、各部門長等からリスク・危機管理状況を共有し、必要に応じて、リスク・管理担当役員が取締役会等の重要な会議で、実態把握とともに改善内容を固めて実施することとしました。

③　コンプライアンス体制

全役職員に対してコンプライアンス研修を実施し理解を深めるよう取り組みました。また、適宜、社内メールで法令遵守の周知を図りました。

④　監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査を担当する内部監査室その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

⑤　損失の危険の管理に関する規程その他体制

全社に係るリスク・危機に関しては、リスク・危機管理規程を遵守しリスク等発生を事前に防止できる体制の構築を行いました。

⑥　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を築いております。

⑦　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業理念に基づく企業行動規範を制定し、社内教育の実施によって全社的にこれを徹底させるとともに、健全な職務執行が行える環境を整備しております。

ロ．組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その実行について問題があれば代表取締役及び取締役に報告し、該当部門の教育を求めて適正に業務執行を行いました。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,750,730	流動負債	364,093
現金及び預金	1,529,598	買掛金	50,634
受取手形	23,936	短期借入金	50,000
売掛金	117,191	未払金	32,765
原材料及び貯蔵品	25,234	未払費用	18,277
前払費用	46,459	未払法人税等	10,391
その他	8,310	前受金	185,549
固定資産	281,895	預り金	4,111
有形固定資産	0	その他	12,363
建物	0	固定負債	435,432
工具、器具及び備品	0	退職給付引当金	24,936
投資その他の資産	281,895	資産除去債務	18,492
投資有価証券	144,027	長期前受金	364,509
長期前払費用	34,920	その他	27,494
敷金	83,677		
その他	19,270	負債合計	799,525
		純資産の部	
		株主資本	1,223,602
		資本金	796,631
		資本剰余金	716,914
		資本準備金	716,631
		その他資本剰余金	283
		利益剰余金	△276,782
		その他利益剰余金	△276,782
		繰越利益剰余金	△276,782
		自己株式	△13,160
		新株予約権	9,499
		純資産合計	1,233,101
資産合計	2,032,626	負債純資産合計	2,032,626

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,083,319
売上原価		511,052
売上総利益		572,267
販売費及び一般管理費		673,700
営業損失（△）		△101,433
営業外収益		
受取利息	17	
有価証券利息	200	
助成金収入	1,950	
協賛金収入	305	
雑収入	431	2,903
営業外費用		
支払利息	454	
為替差損	618	
株式交付費	20,106	21,179
経常損失（△）		△119,708
特別利益		
投資有価証券売却益	22,651	
新株予約権戻入益	207	22,858
特別損失		
減損損失	73,711	73,711
税引前当期純損失（△）		△170,561
法人税、住民税及び事業税	5,789	
法人税等調整額	△2,142	3,646
当期純損失（△）		△174,208

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	283,880	203,880	283	204,163	△102,574	△102,574
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	512,751	512,751		512,751		
当期純損失（△）					△174,208	△174,208
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	512,751	512,751	－	512,751	△174,208	△174,208
当期末残高	796,631	716,631	283	716,914	△276,782	△276,782

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△13,041	372,427	21,874	394,302
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		1,025,502		1,025,502
当期純損失（△）		△174,208		△174,208
自己株式の取得	△119	△119		△119
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△12,375	△12,375
当期変動額合計	△119	851,174	△12,375	838,798
当期末残高	△13,160	1,223,602	9,499	1,233,101

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～18年
工具、器具及び備品	４年～15年

（２）無形固定資産

ソフトウエア

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウエア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を償却することにしております。

（３）少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

3．重要な繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

（2）退職給付引当金

簡便法を採用し、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を計上しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（2）ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行うことにしております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、ヘッジ対象…外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

社内規程に基づき為替変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を状況に応じ利用することにしております。

④ヘッジ有効性の評価方法

為替予約については、ヘッジ対象と同一通貨建てによる同一金額で同一日の為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、有効性の判定は省略しております。

（3）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ　表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ　貸借対照表に関する注記

１．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　60,404千円

２．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	50,000千円
差引額	250,000千円

Ⅳ　損益計算書に関する注記

減損損失

（１）減損損失を認識した資産及び金額

当事業年度において、当社は次の資産について減損損失73,711千円を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区	事業用資産	建物	54,097千円
大阪府大阪市	事業用資産	建物	4,874千円
新潟県新潟市	事業用資産	建物	2,736千円
東京都千代田区	事業用資産	工具、器具及び備品	10,842千円
大阪府大阪市	事業用資産	工具、器具及び備品	168千円
新潟県新潟市	事業用資産	工具、器具及び備品	516千円
東京都千代田区	事業用資産	ソフトウェア	475千円

（２）減損損失の認識に至った経緯

当社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることから、減損の兆候を共用資産を含むより大きな単位で検討し帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（３）資産のグルーピング方法

当社は減損会計の適用にあたり、製品単位を基準として管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

（4）回収可能価額の算定方法

当社の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため具体的な割引率の算定は行っておりません。なお、当該使用価値の算定には、経営陣が承認した翌事業年度予算を基礎として、外部環境及び内部環境をより保守的に見積って算定したキャッシュ・フロー予測を使用しております。

Ⅴ　株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,551,200株	1,049,000株	－	5,600,200株
合　　計	4,551,200株	1,049,000株	－	5,600,200株

（注）発行済株式の増加1,049,000株は新株予約権の行使によるものであります。

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	336,063株	88株	－	336,151株
合　　計	336,063株	88株	－	336,151株

（注）自己株式の増加88株は単元未満株式の買取請求によるものであります。

3．当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権	普通株式	419,000株

（注）第10-A回新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりますが、権利行使条件が未充足の状態であり、上表には含んでおりません。

Ⅵ　税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	7,635千円
減損損失	22,719千円
税務上の繰越欠損金（注）	137,881千円
その他	7,657千円
繰延税金資産小計	175,894千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△137,881千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△33,099千円
評価性引当額小計	△170,981千円
繰延税金資産合計	4,912千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,912千円
繰延税金負債合計	△4,912千円
繰延税金資産（負債）純額	－ 千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金（※）	－	－	－	－	－	137,881	137,881
評価性引当額	－	－	－	－	－	△137,881	△137,881
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

Ⅶ　リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅷ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び増資（新株予約権を含む）による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、日本国内の販売先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業等の株式であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。一部、外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建の債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とする為替予約であります。なお、ヘッジ会計に係るヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「５．（２）ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき管理部において、販売先の信用判定を基本契約締結時に行うとともに、随時販売先の信用状況の把握に努めております。デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建の金銭債務の為替変動リスクについては、必要に応じて為替予約取引及び外貨預金を利用してヘッジしております。

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従い実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、適切な手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2．を参照ください。）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	1,529,598	1,529,598	－
（2）売掛金	117,191	117,191	－
資産計	1,646,789	1,646,789	－
（1）買掛金	50,634	50,634	－
（2）短期借入金	50,000	50,000	－
負債計	100,634	100,634	－

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金（2）売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）買掛金（2）短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区　　分	2021年３月31日
敷金	83,677
非上場株式等	144,027

敷金は、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、また、非上場株式等は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,529,598	－	－	－
売掛金	117,191	－	－	－
合計	1,646,789	－	－	－

４．短期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	50,000	－	－	－	－	－
合計	50,000	－	－	－	－	－

IX　関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）の割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）（注）３	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社アルネッツ（注）１	－	業務委託（注）２	開発業務委託	54,376	未払金	5,477

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．株式会社アルネッツは、当社取締役八田孝弘が代表取締役を務め、同氏が同社の議決権の77.1%を所有する会社であります。

２．業務委託については、他の取引と同様に当社の算定価格に基づき、市場価格を勘案し、個別交渉にて決定しております。

３．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅹ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	232円45銭
２．１株当たり当期純損失（△）	△34円18銭

Ⅺ　重要な後発事象に関する注記

（株式取得及び簡易株式交換による企業結合）

当社は、2021年３月29日開催の取締役会において、ＧＨインテグレーション株式会社（以下、「ＧＨＩ社」という。）の株式を取得（以下、「本株式取得」という。）、その後、当社を株式交換完全親会社、ＧＨＩ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うこと（以下、本株式取得と本株式交換を合わせて「完全子会社化」という。）を決議し、株式譲渡契約（以下、「本株式譲渡契約」という。）及び株式交換契約（以下、「本株式交換契約」という。）を同日付で締結いたしました。その後、同年４月５日付で、本株式取得によりＧＨＩ社の株式を一部取得、同年４月23日付で、本株式交換によりＧＨＩ社を完全子会社化しております。

１．企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

①被取得企業の名称：ＧＨインテグレーション株式会社

②事業の内容：ＩＴ人材派遣及び委託事業

（２）企業結合を行った主な理由

当社は、「第４次産業革命を当社の成長エンジンに」というビジョンの元、さらなる成長に向けて、新たな成長領域への進出を模索しております。また、どのような領域に進出するとしても、新たな成長の実現は質の高いエンジニアの確保次第であると認識し、優秀なエンジニアの確保を当社の重要課題として位置づけております。

ＧＨＩ社は、SI事業者として、ネットワーク・インフラ構築、5G、IoT、AI領域に精通するエンジニア人材を有しており、国内大手通信事業者の5G関連プロジェクト及び国内大手SIerの多数のプロジェクトに携わっております。各プロジェクトにおいて、ＧＨＩ社の人材はサムスン電子ジャパン株式会社、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社及び日本電気株式会社を始めとした主要取引先より高い評価を得ており、今後も継続して高い需要が維持されるものと期待されます。

特にＧＨＩ社の人材が強みとする5Gについては、前世代規格4Gが人と人がコミュニケーションを行うことを想定したツールとして生活基盤の発展に寄与したのに対し、あらゆるモノがネットワークにつながるIoT時代のICT基盤として、産業・社会分野の発展に寄与するものと期待されます。5Gは、4Gの10倍以上の通信速度が見込まれる「超高速通

信」に加え、4Gの10分の1程度に遅延短縮が見込まれる「超低遅延通信」、4Gが1㎢あたり10万台程度の端末同時接続であるのに対して、1㎢あたり100万台程度の端末同時接続が見込まれる「多数同時接続」の特徴があります。「超高速通信」については、4K/8K等の高精細映像をはじめ大容量コンテンツの高速伝送によって、遠隔からでも臨場感のあるスポーツ観戦サービス等の新たなエンターテインメント事業の発展が期待されます。「超低遅延通信」については、より精度の高い自動運転や遠隔からの手術機器・ロボット操作等の実現が見込まれ、「多数同時接続」については、膨大なIoT機器が存在しても通信に支障が生じさせない等、産業・社会分野の発展を支える重要インフラとなることが期待されます。5Gに強みをもつＧＨＩ社人材に対する需要は、5Gが普及するに従って今後さらに高まることが期待されます。

また、ＧＨＩ社のエンジニア人材確保については、韓国において有力大学出身者が在籍するITスクールや、日本語×ITを専攻する学部を有する大学との強固な独自ネットワークによって、高い日本語能力を有するIT人材の採用に強みがあります。日本IT専攻においては、日本でのチームコミュニケーションも想定した教育課程が構築されており、ＧＨＩ社に入社後からすぐに日本国内プロジェクトへの参加が可能な人材の確保が見込まれます。日本国内で懸念されるエンジニア人材不足の状況においても、ＧＨＩ社は安定した人材確保ルートを有しております。

当社においては、ＧＨＩ社を当社グループに迎えることで、当社の成長基盤として、当社既存エンジニアと高いコミュニケーションができる即戦力エンジニア人材の確保が可能となること、ＧＨＩ社を通して今後の5G市場へのアプローチが可能となること、また産業・社会分野の基盤となり得る5Gやその先の6Gに関する先端情報を収集することも可能となり、当社が今後進出する新たな領域の検討に向けて、有力な情報源としての価値も高いものになると考えております。

ＧＨＩ社においては、当社グループに入ることで、当社の上場IT企業としての信頼度、ブランド、資金力を利用して、より大規模に、継続的に国内外でのエンジニア採用、教育サイクルを強化し、日本国内外のエンジニア人材融合による高付加価値を生み出す、自律的なエンジニア人材教育・活用ビジネスとして成長させる事が可能となり、今後さらに拡大する5Gをはじめとした幅広いIT需要に応えられる体制構築も可能になると考えております。また、当社の製品・サービス開発プロジェクトや提携・取引先の開発プロジェクトへと参画する事により、より付加価値の高い人材活用ができることが期待されます。

以上のとおり、当社ビジョンの達成とさらなる成長に向けたエンジニア人材の確保について、ＧＨＩ社を当社グループに迎えることがこれに大きく寄与するものと考え、完全子会社化を決議いたしました。

（3）企業結合日

①株式取得日：2021年４月５日

②株式交換日：2021年４月23日

（4）企業結合の法的形式

①株式取得：現金を対価とする株式取得

②株式交換：当社の保有する自己株式を対価とする簡易株式交換

（5）結合後企業の名称

変更はありません。

（6）取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	－　％
現金対価（株式取得）により取得した議決権比率	70.0％
株式交換により追加取得した議決権比率	30.0％
取得後の議決権比率	100.0％

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得及び株式交換により、被取得企業の議決権を100%取得するためであります。

2．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	186,480千円
取得の対価	株式交換により交付する当社の普通株式の時価	79,920千円
取得原価		266,400千円

3．株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

（1）株式の種類別の交換比率

株式の種類	当社普通株式	ＧＨＩ社普通株式
交換比率	1	623.59（注1）

（2）株式交換比率の算定方法

当社の企業価値については、当社が上場会社であり、市場株価が存在することから、市場株価法を採用しております。具体的には、本株式交換契約締結日の直前取引日を評価基準日として、当該評価基準日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,068円を使用して算定を行っております。

一方、非上場会社であるＧＨＩ社の企業価値については、当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当社及びＧＨＩ社から独立した第三者算定機関として郡司公認会計士事務所（所在地：東京都新宿区、代表者：郡司

昌恭）を選定し、ＧＨＩ社の企業価値の算定を依頼しました。郡司公認会計士事務所では、ＧＨＩ社の企業価値の算定について、将来の事業活動の状況を反映するディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」という。）を採用して算定を行いました。ＤＣＦ法においては、ＧＨＩ社が作成した５ヵ年の事業計画をベースとし、当社が精査した事業計画に基づいて算定した将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引く方法で企業価値を算定しております。

なお、ＤＣＦ法の算定の基礎としたＧＨＩ社の将来フリー・キャッシュ・フローは、本株式交換の実施を前提としたものではなく、また、当該５ヵ年の事業計画において大幅な増減益が見込まれる事業年度はありません。

（３）交付株式数

74,831.46株（注１、２）

４．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬等　20,748千円

その他の費用は、現時点では確定しておりません。

５．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

６．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

７．取得原価の配分

識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

（注）１．小数点第２位未満を省略しております。

２．１株に満たない端数の処理は、会社法第234条その他の関連法令の定めに基づき、当該端数株の割当てを受けた場合の金額を株主にお支払いしております。

Ⅻ　その他の注記

（追加情報）

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、今後も一定期間継続するとの仮定に基づき、会計上の見積りを会計処理に反映しております。新型コロナウイルス感染症拡大の当社に対する具体的な影響については、「事業報告　１．株式会社の現況に関する事項　(12) その他株式会社の現況に関する重要な事項　③新型コロナウイルス感染症拡大の当社に対する影響について」に記載しております。新型コロナウイルスの収束が見通せず、さらに長期化する場合には、現状における仮定、それに基づく会計上の見積りに影響が生じ、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月21日

株式会社フーバーブレイン
　取締役会　御中

清流監査法人
東京都港区

業務執行社員 公認会計士 久　保　文　子 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加　悦　正　史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フーバーブレインの2020年４月１日から2021年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年３月29日開催の取締役会において、ＧＨインテグレーション株式会社の株式を取得し、その後、会社を完全親会社、ＧＨインテグレーション株式会社を完全子会社とする簡易株式交換の実施について決議し、同日付で株式譲渡契約

及び株式交換契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、また意見を述べました。

②全ての稟議書類、契約書及び取締役会議事録等を閲覧しました。

③代表取締役社長とは定期的に面談し経営に関する意見等を聴取しました。

④その他の全取締役と面談し意思疎通を図り、意見等を聴取しました。

⑤社外取締役及び内部監査人と定期的に意見交換、情報の共有に努めました。

⑥特定経費及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について確認しました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
３．重要な後発事象
個別注記表XI 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、GHインテグレーション株式会社の株式を、2021年４月５日付で、株式譲受により70.0%を取得し、その後、同年４月23日付で、株式交換により完全子会社化が完了しております。

2021年５月24日

株式会社フーバーブレイン　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　日　景　智　久　㊞
社外監査役　金　子　望　美　㊞
監　査　役　香　取　正　康　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

2021年４月23日付で、ＧＨインテグレーション株式会社を完全子会社化したことに伴い、当社定款第２条（目的）に、当社が同社の事業活動を支配並びに管理していくこと及び同社が行う事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。	（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配並びに管理することを目的とする。
（１）～（５）（条文省略）	（１）～（５）（現行どおり）
（新設）	（６）労働者派遣事業及び職業紹介事業の運営
（６）前各号に関する人材の教育及び派遣並びにコンサルティング業	（７）前各号に関する人材の教育及び派遣並びにコンサルティング業
（７）前各号に付帯する一切の事業	（８）前各号に付帯する一切の事業

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役６名の選任をお願いするものであります。なお、独立性及び中立性など監督機能を強化すべく社外取締役を１名増員、一方、業務執行取締役を１名減員いたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	輿水英行（こしみずひでゆき） （1967年３月14日生）	1989年４月　株式会社西洋環境開発入社 1993年10月　アーサーアンダーセン会計事務所入所 1997年11月　株式会社カーギルジャパン入社 2008年12月　株式会社フォンティス代表取締役社長（現任） 2012年５月　いずみキャピタル株式会社代表取締役社長（現任） 2014年５月　株式会社パルマ社外監査役（現任） 2018年６月　当社取締役副社長 2018年10月　当社代表取締役社長（現任） 2021年４月　ＧＨインテグレーション株式会社　代表取締役会長（現任）	282,800株
2	板橋啓成（いたばしけいせい） （1963年７月９日生）	1985年４月　神奈川リコー株式会社入社 1996年10月　同社エリア第一事業部横浜営業部中支店支店長 2003年10月　同社ドキュメントソリューション営業部部長 2008年10月　リコージャパン株式会社関東営業本部新潟支社支社長 2011年１月　同社首都圏営業本部千葉支社支社長 2016年６月　伊藤忠テクノソリューションズ株式会社入社 2018年６月　当社専務取締役ソリューション営業部部長 2018年12月　当社専務取締役営業部門管掌（現任） 2020年４月　当社ネットワークセキュリティ事業部部長（現任） 2021年４月　当社西日本営業部部長（現任） 当社事業開発室室長（現任） ＧＨインテグレーション株式会社　専務取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	石井雅之（いしいまさゆき） （1960年10月26日生）	1985年４月　京セラ株式会社入社 1988年２月　オリックス株式会社入社 1994年10月　日本商品ファンド業協会出向 1999年10月　オリックス債権回収株式会社出向 2001年４月　九州債権回収株式会社出向 2003年10月　キングス・キャピタル・アジア入社 2004年５月　株式会社ベストリンク代表取締役社長（現任） 2011年３月　株式会社ＭＣホールディングス代表取締役社長 2013年９月　株式会社一富士債権回収入社 2018年３月　当社取締役管理部部長 2019年５月　当社取締役管理部管掌（現任） 2021年４月　ＧＨインテグレーション株式会社　取締役（現任）	－株
4	※ 錦織劉一（にしきおりゆういち） （1971年２月３日生）	1995年４月　韓国 サムスングループ、ＬＧグループの関係会社において、移動体通信、ネットワーク・インフラ構築技術者として従事 2010年５月　ＧＨソリューション株式会社ＳＩ営業本部長 2018年４月　ＧＨインテグレーション株式会社　代表取締役社長（現任）	74,831株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	酒井学雄（さかいのりお） （1961年10月11日生）	1985年４月　テーエスデー株式会社入社 1993年５月　有限会社スプレンダーコンサルティング（現 株式会社スプレンダーコンサルティング）取締役 2000年11月　株式会社旅ウェブ 代表取締役社長 2008年12月　株式会社ライフェスタ 代表取締役社長（現任） 2009年５月　株式会社ヴィンテージ 代表取締役社長 2011年４月　株式会社スプレンダーコンサルティング 代表取締役社長（現任） 2011年４月　株式会社AIインシュアランス総合研究所 代表取締役社長（現任） 2012年11月　株式会社スカイスコープソリューションズ 代表取締役社長（現任） 2017年４月　一般社団法人日本ドローンコンソーシアム　理事（現任） 2017年９月　一般社団法人日本建築ドローン協会　理事（現任） 2018年３月　当社社外取締役（現任）	－株
6	※ 上村卓也（かみむらたくや） （1970年８月23日生）	1997年12月　株式会社カーギルジャパン入社 2001年７月　信金キャピタル株式会社入社 2007年１月　株式会社ディア・ライフ入社 2009年５月　株式会社パルマ　取締役 2011年４月　株式会社ユアスペース　取締役 2013年12月　株式会社パルマ 取締役管理部長 2018年３月　株式会社経営承継支援 取締役（現任） 2018年10月　株式会社パルマ 取締役管理部担当役員 2019年12月　株式会社ディア・ライフ 常務執行役員（現任） 2021年１月　株式会社ＤＬＸホールディングス　取締役副社長（現任） 株式会社Ｎ－ＳＴＡＦＦ 取締役副社長（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．酒井学雄氏及び上村卓也氏は、社外取締役候補者であります。当社は酒井学雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き、独立役員となる予定でおります。また、上村卓也氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定でおります。
４．酒井学雄氏を社外取締役候補者とした理由は、複数のIT企業の代表取締役社長を務めており、IT技術及びIT企業の経営方法について、豊富な経験・見識を有しており、取締役の職務遂行の監督・監視機能の強化に寄与していただけるものと判断したためであります。
５．上村卓也氏を社外取締役候補者とした理由は、上場会社を含む取締役として長年経営企画部門又は管理部門に携わられ、その豊富な経験と実績より当社の経営に対し客観的な立場より的確な提言・助言をいただけると判断したためであります。
６．酒井学雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年３カ月となります。
７．錦織劉一氏は、当社子会社であるＧＨインテグレーション株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。
８．当社は酒井学雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定でおります。また、上村卓也氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定でおります。
９．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は事業報告19ページのとおりであります。各候補者が当社取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。
10．輿水英行氏の所有する当社の株式数は、同氏が議決権の過半数を有する会社が保有する株式数であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2019年６月25日開催の第18回定時株主総会において補欠監査役に選任されました梅澤謙一氏より、本総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、第18回定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本総会の開始の時をもって同氏の補欠監査役選任を取り消すことを取締役会において決議しました。

つきましては、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらためて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
みなみ　あつし 南　敦 （1958年３月13日生）	1993年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 山田・川崎・加藤法律事務所入所 （現　紀尾井坂テーミス綜合法律事務所） 2001年10月　南法律特許事務所 パートナー（現任） 2007年６月　コムシード株式会社　社外監査役 2011年４月　第二東京弁護士会　副会長 2017年６月　サンケン電気株式会社 社外監査役（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．南敦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が補欠の社外監査役に承認され、社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．南敦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、法律専門家としての客観的立場から監査の妥当性確保など、社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

４．当社は南敦氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は事業報告19ページのとおりであります。南敦氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された皆様及びそのご関係者様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、医療関係者をはじめとする感染防止にご尽力されている皆様に心より感謝申し上げます。

依然、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、事前に書面（郵送）により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止のため、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。さらに、本株主総会会場では、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に変更が生ずる場合がございますので、適宜、当社のウェブサイト（https://www.fuva-brain.co.jp/）をご確認下さい。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館37階　霞山会館「牡丹の間」
電話番号　(03)3581-0401（代表）



〔交　通〕
●東京メトロ銀座線　虎ノ門駅　11番出口　徒歩１分
●東京メトロ千代田線・日比谷線・丸の内線　霞ケ関駅　A13番出口　徒歩５分